

■ 国民健康保険税軽減判定所得基準額比較表 ■

区 分	改 正 前	改 正 後
5割軽減世帯 (被保険者数に乗じる額)	<u>30万5千円</u>	<u>31万円</u>
2割軽減世帯 (被保険者数に乗じる額)	<u>56万円</u>	<u>57万円</u>

3 施行期日及び適用区分

(1) 施行期日

令和8年4月1日（見込）

(2) 適用区分

改正後の白岡市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度分以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとし、適用区分を明確にする。